



農業委員会 第24号

だより



たがみ

- 平成30年1月19日発行
- 発行 / 田上町農業委員会
- 発行人 / 会長 小林 俊一
- TEL 57-6226
- 印刷所 / 阿部印刷株式会社

農業委員会の活動



いあいやり



田上町農業委員会
会長 小林 俊一

新年明けましておめでとうございませう。昨年7月に農業委員の選出方法が公選制から町長の任命制に変わり、会長を拝命いたしました。微力ではありますが、農業委員と新たに設置された農地利用最適化推進委員が連携し、田上町の農業発展のため皆さまのお手伝いをしていきたいと考えております。平成30年度から経営所得安定対策、米政策、農業共済制度の見直しが行われることにより、収入保険制度の導入や直接支払交付金制度が廃止され、私たち農家にとって極めて厳しい状況が続くと思われまふ。このような状況の中で、今こそ将来を見据えた地域農業の活性化に向けて私たち農業委員会は町、農協をはじめとする関係機関と密接に連携し、活動していきたいと考えております。

最後に、皆さまのご健勝とご多幸を祈念し、新年の挨拶とさせていただきます。



1日目は(株)大潟村あきたこまち生産者協会、浦井徹代表のお話を伺ってききました。その中で、どこよりも美味しく安全な米を生産販売するため、放射性物質や残留農薬の分析測定等を専



農業委員
藤田富士男

10/19~20

◆(有)正八

◆(株)大潟村あきたこまち生産者協会

農業委員視察研修報告

～秋田県南秋田郡大潟村～

門スタッフが日頃から行っているほか、米を使った様々な加工食品の開発にも取り組み、販売もしているそうです。

また、平成30年からの生産調整の廃止を見越して、遊休農地を利用した野菜栽培を始めたとのことで、今年は大マネギを30ヘクタール作付けし、400トン収穫する計画だそうです。来年は60ヘクタールに規模を拡大し、枝豆やネギにも挑戦したいと話していました。

2日目は(有)正八を視察しました。宮川正和社長は、「19年前、冬期間における収入確保のためハウス栽培(花苗)を始めたが、出荷のピークが、稲作の春作業と重なり、規模を拡大したくても障害になってしまいうので、思い切って稲作を辞め



る決断をした。」と話していました。

そこで、現在は70ヘクタールのほ場でネギ、タマネギ、カボチャを契約栽培することで、安定した経営ができています。その他、大豆やトウモロコシを飼料として生産する他、花や野菜の苗にも力を入れており、東日本一帯のホームセンターに出荷しています。

2日間の視察研修を通じて、自分自身も何か新しいことに挑戦していかねばならないと感じました。

各種申請書の
締切は毎月15日

農地法第3条、第4条、第5条の許可申請受付、利用権設定申出書は毎月15日(土日祝日の場合は前日)が締切です。締切後の提出は、翌月の審議となります。

相続等により農地を取得した方
届出が必要です

相続等により農地を取得した方は、農地の所在する農業委員会に届出が必要です。届出様式は、町のホームページからダウンロードできますし、農業委員会事務局にもあります。

平成28年度利用権設定等の実績

(H28. 4. 1~H29. 3. 31)

利用権設定	新規	22件	139,070.02㎡
	再設定	144件	769,852.83㎡
利用権移転		2件	2,462.00㎡
所有権移転		5件	13,683.00㎡

平成29年農地の移動状況

(H29. 1. 1~H29. 12. 31)

農地法第3条	8件	10,203.00㎡
農地法第4条	1件	—㎡
農地法第5条	3件	1,652.00㎡
事業計画変更	1件	70.00㎡
適用外等	1件	186.00㎡
農地法による届け出(相続・解約等)	29件	156,446.50㎡

農業委員・農地利用最適化推進委員を紹介しします

法律の改正により、農業委員10名が町長より任命され、また農地利用最適化推進委員が新たに農業委員会より委嘱されました。任期は平成29年7月20日から平成32年7月19日までの3年間となります。

農業委員(10名)



委員 小柳 弘 (上野)



委員 五百川真佐子 (原ヶ崎)



委員 田巻 俊也 (本田上)



会長代理 須佐 剛 (曾根)



会長 小林 俊一 (四ツ合)



委員 藤田富士男 (下横場)



委員 諸橋 春雄 (上横場)



委員 塩原富士夫 (下中村)



委員 乾 道子 (本田上)



委員 吉澤 勝眞 (羽生田)



委員 松原 忠弘 (上中村)



委員 青木 博 (後藤)



委員 須佐 聡 (湯川)



委員 塩原 栄一 (川之下)



委員 田中 弘司 (坂田)

農地利用最適化推進委員(5名)

※これまで農業委員として活動していただいた入倉一夫さん、五幣巖さん、笠原幸子さん、ありがとうございます。

農地転用は許可が必要です!

◆農地転用とは...

農地を宅地などの建物敷地、駐車場、資材置場等の用地に転換することです。

◇自分の農地を転用するとき

農地法第4条の許可が必要です。

◇農地の所有者が申請します。

◇農地の売買や貸借により転用するとき

農地法第5条の許可が必要です。

農地の所有者と転用を実行する者が連名で申請します。

※申請にあたっては、事前に農業委員会にご相談ください。また、申請書や申請に必要な添付書類等については、町のホームページに掲載しています。



農業委員会では、農地パトロールを実施し、遊休農地、違反転用、不法投棄などがなく、現地を調査しています。転用の際は、許可を得ずに農地を農地以外に利用することはできません。

全国農業新聞 購読申込受付中

全国農業新聞は、農業総合専門誌です。毎週金曜日発行、購読料は月額700円です。1か月無料のお試し購読もありますので、ぜひ手にとってご覧ください。お申し込みは、地区の農業委員または農地利用最適化推進委員までお願いします。

農業者年金で 生涯所得の確保を!



- あなたの老後生活への備えは十分ですか?
- 年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です。
- 老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本です。

農業者年金 へは…

**国民年金
第1号
被保険者**

国民年金保険料
納付免除者を除く。

**年間60日以上
農業に従事**

60歳未満

の方ならどなたでも加入できます。

農業者年金の特徴

- 1 支払った保険料は全額社会保険料控除の対象となります。
- 2 保険料は月額2万円から6万7千円までの間(千円単位)で加入者が自由に選択でき、いつでも額の見直しができます。
- 3 積立方式・確定拠出型の年金です。制度発足以降14年間の運用利回りは、年率で+2.73%です。運用益は非課税で年金原資として積み上がります。
- 4 終身年金です。80歳までにお亡くなりになった場合、死亡一時金があります。
- 5 納められた保険料については、途中で脱退されても脱退一時金はありません。将来年金として支給されます。
- 6 脱退された方も、加入要件を満たせばいつでも再加入できます。



詳しくは…

農業者年金基金

検索

<http://www.nounen.go.jp>



農業者年金の内容やご相談については、最寄りの農業委員会か JA または農業者年金基金にお問い合わせください。

独立行政法人農業者年金基金

TEL : 03-3502-3199 (相談員) TEL : 03-3502-3942 (企画調整室)

